

指定管理評価表(尼崎学園)

平成31年3月31日現在

施設概要	尼崎市尼崎学園(神戸市北区内道場町塩田3083番地) 開館時間:入所施設 施設設置目的:児童福祉法に基づく児童養護施設として、乳児を除く、保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護するとともに児童の自立を支援する。 事業内容:児童養護施設の運営			
指定管理者の名称	社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団			
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日			
業務概要	尼崎学園が行う事業の実施に関する事 尼崎学園の施設及び付属設備の維持管理に関する事			
利用状況等	項目名	平成30年度	平成29年度	平成28年度
	延べ入所児童数	469 人	515 人	499 人
	入所率	86.9 %	95.4 %	92.4 %
所管課・所管課長名	こども青少年本部事務局こども家庭支援課 ・ 松本欣也			
評価対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日			

評価項目	説明	評価	評価コメント
1 児童への養育・支援の充実		A	児童から意見が発信しやすくするような取組がなされており、施設長へも児童が気軽に相談できる環境を整えている。また、児童からの意見を事業などにも反映する取り組みがなされている。それぞれの児童の状況に合わせた援助を行っているとともに、心のケアが必要な児童への心理療法等の多様な取組が行われている。 毎日のミーティングやケース会議(月1回)、チーフ会議(月2回)など定期的に開催しており、その中で自立支援計画の見直しも実施している。 児童の権利擁護や安全確保のため取組を進めるとともに、関係機関との連携を強化するため、より一層きめ細やかな対応が必要である。
児童からの相談への対応	児童の視点に立った相談体制を構築しているか(児童への周知を含む)		
児童からの意見の反映	児童が気軽に意見等を発信できるか、迅速に対応しているか		
児童の安全確保	普段から危機管理意識を持って、児童の安全を最優先した対応をしているか		
自立支援計画	3ヶ月毎に複数の職員による見直しを行っているか、その際に児童の意向を確認しているか		
児童の権利擁護の確保	児童の権利擁護に重点をおいた取組を行っているか		
関係機関との連携	関係機関との連携を図る中で、迅速かつ適切な対応をしているか		
2 適正な施設の管理		B	施設の保守、管理は適正に実施されている。 個人情報に係るデータ保護管理要綱等は整備されていた、虐待防止や危機管理マニュアルについては、一応整備はされていたが、より実態に即した対応するため見直し作業を行っている。 すべての職員が児童の状況等の情報を共有するために毎日のミーティングや定期的に行うケース検討会議、職員研修会等の実施や外部の研修にも職員を派遣している。
施設保守・管理	施設の保守、管理が適正に実施されているか		
職員体制	職員の役割分担		
危機管理	事故・緊急時の体制が十分に整備されているか		
個人情報管理	個人情報の管理が適正であるか		
職員研修	職員研修が十分に実施されているか		
3 収支・経費節減		B	経費節減の取組はなされている。
収支状況	収支の状況が適正かつ良好であるか		
経費節減の取組	経費節減の取組みがされているか、		
4 指定管理者の経営状況等		B	会計手続きは適正になされており、経営状況は良好である。 措置費請求時期がやや遅れ気味である。
会計状況	適正な会計手続きがなされているか(監査報告書等による)		
経営状況	経営状況は良好か(貸借対照表、損益計算書等による)		
5 その他		B	文書等の管理は、適正になされていた。内部評価については年1回実施し、令和元年度に第三者評価を受ける予定。
文書等の管理	文書類、帳簿、備品、資料等が適切に管理されているか		
評価の実施	内部評価を実施しているか		

指定管理者選定に係る事業計画書の主な取組内容	左記に関する取組状況とその取組に対する評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的生活習慣のための援助 ・ 集団生活及び少人数でのグループケア ・ 幼児保育 ・ 学習指導 ・ 自立訓練 	児童養護施設として、①保護者のいない児童、②虐待されている児童、③その他環境がよくないために保護しなければならない児童について、同学園に入所し、児童を養護するとともに、自立に向けた援助を行い、社会生活に柔軟に対応できるよう環境づくりを図っている。 児童養護施設は、児童の生活の場であると同時に成長の場であり、毎日規則正しく、落ち着いて普段どおりの生活を送ることが、児童の心の安全・安心につながる重要な第一歩であることを職員が常に意識し、普段から児童と接していくことが必要である。

総合評価	総合評価の理由、今後の課題等
B	児童養護施設として個々の児童への養育・支援はなされており、児童の個別カウンセリングや創作活動・生活場面での個別対応を行うとともに、心のケアが必要な児童に対して心理療法などの多様な取組が行われている。 児童の状態は日々変わることから、職員は児童の健康状態や精神状態、言動や表情などを注意深く確認するとともに、これまでに以上に職員間で連携・協力体制をとる中で、施設長を中心としたチームケアの更なる充実を図り、児童への支援を徹底していく必要がある。

※ 評価は、A～Eの5段階評価とする。

※ 確認調査の結果をチェックリスト等に記入する。更に1～5の大項目ごとに評価を行った後、総合評価を行うこと。

※ A: 非常に良好である又は非常に成果があった。 B: やや良好である又はやや成果があった。 C: 取組状況の水準が普通である。

D: やや改善の余地があった。 E: 多くの改善すべき点が見受けられる。